

助成金の算定方法の例

【公共交通機関のひと月あたりの助成額】

●千葉市にある事業所(開所日数は23日)を20日利用し、電車でJR四街道駅~JR千葉駅の区間を利用して通所した場合(運賃は定期券なしで現金で支払。事業所からの補助はなし)。

・運賃 片道200円

$$(実費合計額) 200円 \times 2回(往復の回数) \times 20日 = \underline{8,000円}$$

↓
実費合計額と該当区間のひと月分の定期券の額を比較。

$$(実費合計額) 8,000円 > (ひと月分の定期券の額) 5,830円$$

ひと月分の定期券の額のほうが低いので、こちらの額を2分の1して、上限月額と比較。

$$5,830円 \div 2 = \underline{2,915円(1円未満端数は切り捨て)}$$

↓
上限月額(5,000円)以内なのでこの月の助成額は2,915円となります。

※利用者の障がいの状況が一定の条件を満たし、通所のための介助者がいれば、介助者分の助成金も同じ方法で算定し、支払います。

【自家用自動車のひと月あたりの助成額】

●千葉市にある事業所(開所日数は23日)を20日利用し、家族の運転による自家用自動車ですべて通所した場合(事業所からの補助はなし)。

・通所で自家用車を使用した距離が13.0km(自宅から施設までの片道が6.5km)。

↓
使用距離に応じて以下の単価表の通り設定した1日当たりの単価(日額)を通所日数で掛ける。
(単価表)

6km以上8km未満	30円
8km以上10km未満	40円
10km以上12km未満	50円
12km以上14km未満	60円
14km以上16km未満	70円
16km以上18km未満	80円
18km以上20km未満	90円
20km以上	100円

→ 13.0kmなので、60円の単価が適用され、通所日数と掛けてひと月の助成額を算定。

$$60円 \times 20日 = \underline{1,200円}$$

↓
自家用自動車の上限月額は2,000円で、上限月額以内なので、そのまま支払い。

※自家用自動車の助成は、かかる燃料費に対しての助成となるため、介助者が本人を乗せて送迎をした場合でも助成額は変わりません。